

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>(適用の一般原則)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p> <p>一  利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。</p> <p>二  特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けられていること。</p> <p>三  高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。</p> <p>四  基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。</p> <p>五  基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をい</p>	<p>(規則の適用)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

う。以下同じ。)を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん(企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。)の観点から継続して検討を加えるものであること。

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(以下「特定会社」という。)が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ 発行する株式が、金融商品取引所(法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されていること又は認可金融商品取引業協会(同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。)に店頭売買有価証券(同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。)として登録されていること。

ロ 法第二十四条第一項又は第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ハ 指定国際会計基準(第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。次号において同じ。)に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表

(新設)

を適正に作成することができるとする体制を整備していること。

二 会社、その親会社又はその他の関係会社（第十五条の四第四号に規定するその他の関係会社をいう。）が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて前条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。以下この号及び第九十三条において同じ。）に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2) 外国金融商品市場（法第二十八条第八項第三号に規定する外国金融商品市場をいう。）の規則に基づき、当該規則の定める期間ごとに国際会計基準に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(3) 外国に連結子会社（連結決算日（当該親会社の連結子会社にあつては、当該親会社の直近事業年度の末日）における資本金の額が二十億円以上のものに限る。）を有していること。

二 当連結会計年度（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度、当連結会計年度に属する中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作

成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する期間をいう。）又は当連結会計年度に属する四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、前号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

#### 第七章 企業会計の基準の特例

##### （会計基準の特例）

第九十三条 特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、国際会計基準（公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。）次条において「指定国際会計基準」という。）に従うことができる。

#### 第七章 雑則

第九十三条 米國預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米國式連結財務諸表」という。）を米國証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米國式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認め指示した事項を除き、米國預託証券の発行等に関して要請されて

<p>(会計基準の特例に関する注記)</p> <p>第九十四条 指定国際会計基準によつて作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一 指定国際会計基準によつて連結財務諸表を作成している旨</p> <p>二 特定会社に該当する旨及びその理由</p> <p>三 前各章の規定によつて作成した場合との主要な相違点</p>	<p>いる用語、様式及び作成方法によることができる。</p> <p>第九十四条 前条の規定は、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録しなくなった場合には、適用がないものとする。</p> <p>第九十五条 第九十三条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。</p> <p>第九十六条 第九十三条の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記するものとする。</p> <p>一 当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法</p> <p>二 当該連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況</p> <p>三 この規則に準拠して作成する場合との主要な相違点</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○金融庁告示第 号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項、第一条の二第一号ニ及び第九十三条の規定に基づき、金融庁長官が定める企業会計の基準を次のように定め、平成二十一年 月 日から適用する。

平成二十一年 月 日

金融庁長官 名

（一般に公正妥当な企業会計の基準）

第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、平成二十一年 月 日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げる企業会計の基準とする。

（国際会計基準）

第二条 国際会計基準（規則第一条の二第一号ニに規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、英国ロンドン市キャノンストリート三十に所在する国際会計基準委員会財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であつて、国際会計基準審議会の名において公表が行われた企業会計の基準とする。

（指定国際会計基準）

第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。）は、前条に規定する国際会計基準であつて、平成 年 月 日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げる企業会計の基準とする。

別表一（第一条関係）

号数	表題
企業会計基準第1号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企業会計基準第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準
企業会計基準第3号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第4号	役員賞与に関する会計基準
企業会計基準第5号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
企業会計基準第6号	株主資本等変動計算書に関する会計基準
企業会計基準第7号	事業分離等に関する会計基準
企業会計基準第8号	ストック・オプション等に関する会計基準
企業会計基準第9号	棚卸資産の評価に関する会計基準
企業会計基準第10号	金融商品に関する会計基準
企業会計基準第11号	関連当事者の開示に関する会計基準
企業会計基準第12号	四半期財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
企業会計基準第14号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その2）
企業会計基準第15号	工事契約に関する会計基準
企業会計基準第16号	持分法に関する会計基準
企業会計基準第17号	セグメント情報等の開示に関する会計基準
企業会計基準第18号	資産除去債務に関する会計基準
企業会計基準第19号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）
企業会計基準第20号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
企業会計基準第21号	企業結合に関する会計基準
企業会計基準第22号	連結財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正

別表二（第三条関係）

号数	表題
	財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク (Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 1 号	国際財務報告基準の初度適用 (First-time Adoption of International Financial Reporting Standards )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 2 号	株式報酬 (Share-based Payment )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 3 号	企業結合 (Business Combinations )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 4 号	保険契約 (Insurance Contracts )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 5 号	売買目的で保有する非流動資産及び廃止事業 (Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 6 号	鉱物資源の探査及び評価 (Exploration for and evaluation of Mineral Resources )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 7 号	金融商品：開示 (Financial Instruments: Disclosures )
国際財務報告基準 (IFRS) 第 8 号	事業セグメント (Operating Segments )
国際会計基準 (IAS) 第 1 号	財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements )
国際会計基準 (IAS) 第 2 号	棚卸資産 (Inventories)
国際会計基準 (IAS) 第 7 号	キャッシュ・フロー計算書 (Statement of Cash Flows )
国際会計基準 (IAS) 第 8 号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬 (Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors )
国際会計基準 (IAS) 第 10 号	後発事象 (Events After the Balance Sheet Date )
国際会計基準 (IAS) 第 11 号	工事契約 (Construction Contracts )
国際会計基準 (IAS) 第 12 号	法人所得税 (Income Taxes )
国際会計基準 (IAS) 第 16 号	有形固定資産 (Property, Plant and Equipment )
国際会計基準 (IAS) 第 17 号	リース (Leases )
国際会計基準 (IAS) 第 18 号	収益 (Revenue )

国際会計基準 (IAS) 第 19 号	従業員給付 (Employee Benefits)
国際会計基準 (IAS) 第 20 号	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 (Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance)
国際会計基準 (IAS) 第 21 号	外国為替レート変動の影響 (The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates)
国際会計基準 (IAS) 第 23 号	借入費用 (Borrowing Costs)
国際会計基準 (IAS) 第 24 号	関連当事者についての開示 (Related Party Disclosures)
国際会計基準 (IAS) 第 26 号	退職給付制度の会計及び報告 (Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans)
国際会計基準 (IAS) 第 27 号	連結及び個別財務諸表 (Consolidated and Separate Financial Statements)
国際会計基準 (IAS) 第 28 号	関連会社に関する投資 (Investments in Associates)
国際会計基準 (IAS) 第 29 号	超インフレ経済下における財務報告 (Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)
国際会計基準 (IAS) 第 31 号	ジョイント・ベンチャーに対する持分 (Interests in Joint Ventures)
国際会計基準 (IAS) 第 32 号	金融商品：表示 (Financial Instruments: Presentation)
国際会計基準 (IAS) 第 33 号	1 株当たり利益 (Earnings per Share)
国際会計基準 (IAS) 第 34 号	中間財務報告 (Interim Financial Reporting)
国際会計基準 (IAS) 第 36 号	資産の減損 (Impairment of Assets)
国際会計基準 (IAS) 第 37 号	引当金、偶発債務及び偶発資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets)
国際会計基準 (IAS) 第 38 号	無形資産 (Intangible Assets)
国際会計基準 (IAS) 第 39 号	金融商品：認識及び測定 (Financial Instruments: Recognition and Measurement)
国際会計基準 (IAS) 第 40 号	投資不動産 (Investment Property)
国際会計基準 (IAS) 第 41 号	農業 (Agriculture)

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（適用の一般原則）</p> <p style="text-align: center;">第一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3  企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p> <p>一  利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。</p> <p>二  特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けられていること。</p> <p>三  高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。</p> <p>四  基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。</p> <p>五  基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をい</p>	<p style="text-align: center;">（適用の一般原則）</p> <p style="text-align: center;">第一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

う。以下同じ。)を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん(企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。)の観点から継続して検討を加えるものであること。

4| (略)

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(以下「特定会社」という。)が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ 発行する株式が、金融商品取引所(法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されていること又は認可金融商品取引業協会(同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。)に店頭売買有価証券(同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。)として登録されていること。

ロ 法第二十四条第一項又は第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ハ 指定国際会計基準(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法

3| (略)

(新設)

に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。次号において同じ。）に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 会社、その親会社又はその他の関係会社（第八条第八項に規定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。）が外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一号二に規定する国際会計基準をいう。以下この号において同じ。）に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2) 会社、その親会社又はその他の関係会社が外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。第八条第十項第三号において同じ。）の規則に基づき、当該規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(3) 親会社又はその他の関係会社が外国に連結子会社（連結財務諸表規則第二条第五号に規定する連結子会社をいい、当該親会社の直近事業年度の末日における資本金の額が二十億円以上のものに限る。）を有していること。

二 当該事業年度の直前の事業年度、当該事業年度に属する中間会計期間又は当該事業年度に属する四半期会計期間（四半期財務諸

表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表（四半期財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、前号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

#### 第七章 特定会社の財務諸表

（特定会社の財務諸表の作成基準）

第二百二十七条 特定会社が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

（新設）

2 特定会社は、前項の規定により作成した財務諸表のほか、指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する企業会計の基準をいう。次条において同じ。）によつて財務諸表を作成することができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第二百二十八条 指定国際会計基準によつて作成した財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

（新設）

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| 一 | 指定国際会計基準によつて財務諸表を作成している旨 |
| 二 | 特定会社に該当する旨及びその理由         |

○金融庁告示第 号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、平成二十一年 月 日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げる企業会計の基準とし、平成二十一年 月 日から適用する。

平成二十一年 月 日

金融庁長官 名

## 別表

号数	表題
企業会計基準第1号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企業会計基準第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準
企業会計基準第3号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第4号	役員賞与に関する会計基準
企業会計基準第5号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
企業会計基準第6号	株主資本等変動計算書に関する会計基準
企業会計基準第7号	事業分離等に関する会計基準
企業会計基準第8号	ストック・オプション等に関する会計基準
企業会計基準第9号	棚卸資産の評価に関する会計基準
企業会計基準第10号	金融商品に関する会計基準
企業会計基準第11号	関連当事者の開示に関する会計基準
企業会計基準第12号	四半期財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
企業会計基準第14号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その2）
企業会計基準第15号	工事契約に関する会計基準
企業会計基準第16号	持分法に関する会計基準
企業会計基準第17号	セグメント情報等の開示に関する会計基準
企業会計基準第18号	資産除去債務に関する会計基準
企業会計基準第19号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）
企業会計基準第20号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
企業会計基準第21号	企業結合に関する会計基準
企業会計基準第22号	連結財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正

## 2009年1月1日時点で未適用のIFRS

### ○企業結合関係

- IFRS3「企業結合」及びIAS27「連結及び個別財務諸表」の改訂（2009年7月1日以後開始事業年度から適用）  
（主な改訂内容）
  - ・ 段階取得において、過去に取得した非支配持分を、支配権獲得時に公正価値で再測定し、損益を認識
  - ・ 取得関連費用を被取得企業の原価には含めず、発生時に費用化
- 上記の改訂に伴う改訂（2009年7月1日以後開始事業年度から適用）  
（IAS28「関連会社に対する投資」、IAS31「ジョイント・ベンチャーに対する持分」、IAS38「無形資産」等）

### ○金融商品会計

- IAS39「金融商品：認識及び測定」（2009年7月1日以後開始事業年度から適用）  
ヘッジ関係でオプションの時間的価値の変動を考慮することの禁止
- IAS39「金融商品：認識及び測定」（2009年6月30日以後終了事業年度から適用）  
組込デリバティブの区分変更時におけるデリバティブの会計処理の明確化

### ○その他解釈指針

- IFRIC17「非現金資産の株主への分配」（2009年7月1日以後開始事業年度から適用）  
事業分離やその他の「非現金による」分配に関するガイダンス
- IFRIC18「顧客からの資産の譲渡」（2009年7月1日以後の資産の譲渡）  
ネットワークの接続や財やサービスの継続的なアクセスとの交換により顧客から受け取った資産の会計処理

### ○年次改善（2009年7月1日以後開始事業年度から適用）

- IFRS2「株式報酬」（IFRS第2号及び改訂IFRS第3号の範囲の明確化）
- IFRS5「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」（子会社の支配持分を売却する計画がある場合における取扱い）
- IAS38「無形資産」（IFRS3改訂に伴う改訂事項の追加、企業結合で取得した無形資産の公正価値の測定）
- IFRIC9「組込デリバティブの再査定」（企業結合における適用範囲の明確化）
- IFRIC16「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」（ヘッジ手段を保有できる企

## 業に関する制限の改訂)

### ○年次改善 (2010年1月1日開始事業年度から適用)

- IFRS5「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」(売却目的で保有又は廃止事業に分類された非流動資産(又は処分グループ)の開示)
- IFRS8「事業セグメント」(セグメント資産に関する情報の開示)
- IAS1「財務諸表の表示」(転換商品の流動/非流動区分)
- IAS7「キャッシュ・フロー計算書」(未認識の資産に対する支出の分類)
- IAS17「リース」(土地及び建物のリースの区分)
- IAS36「資産の減損」(のれんの減損テストについての会計単位)
- IAS39「金融商品：認識及び測定」(貸付金の早期償還ペナルティーの密接に関連する組込デリバティブとしての処理、企業結合契約の範囲除外、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計)

以上